

滝沢市ごみ減量化行動計画（前期）

（平成31～34年度）



エコル

岩手県3R推進キャラクター

平成31年3月

滝沢市

目 次

1 計画策定の趣旨	1
（1）計画の目的	1
（2）計画の位置付け	1
（3）計画の期間	1
（4）基本計画との関係	3
ア 基本計画	3
イ 基本理念	3
ウ 基本方針	3
エ 数値目標	5
（ア）ごみ減量化の目標	5
（イ）ごみ資源化の目標	8
2 ごみ処理の現状及び課題	9
（1）滝沢市のごみ処理の現状及び課題	9
（2）盛岡広域8市町のごみ処理の現状	11
（3）全国及び東北の家庭系ごみ有料化の現状	13
3 滝沢市の目指す将来像及びごみ減量	15
（1）滝沢市の目指す将来像	15
（2）滝沢市の目指すごみ減量	16
4 ごみ減量化・資源化に向けた取組	17
セクション1	17
セクション2	25
セクション3	28
セクション4	32

1 計画策定の趣旨

(1) 計画の目的

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から脱却し、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（マテリアルリサイクル）、熱回収（サーマルリサイクル）及び適正処分が確保されることにより実現される天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された循環型社会の形成を目指すことは、循環型社会形成推進基本法において目指す姿であり、社会全体の責務となっています。

滝沢市では、平成30年3月改定及び同年4月1日施行の「滝沢市一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）」に基づいて市民、事業者、各種団体及び市の行動指針及び具体的な施策を定める「滝沢市ごみ減量化行動計画（以下「行動計画」という。）」を策定し、更なるごみ減量化・資源化の推進、ひいては循環型社会の形成を目指します。

現在、滝沢・雫石環境組合（以下「清掃センター」という。）において滝沢市及び雫石町のごみを共同処理していますが、平成41年度から盛岡広域8市町（盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町。以下同じ。）によるごみの共同処理が計画されており、新ごみ焼却施設への搬入量を減らしていくことは、喫緊の課題です。また、ごみ処理経費の削減、現ごみ焼却施設及び最終処分場の安定稼働及び延命化の視点からも、雫石町と連携を図りながら、滝沢市として率先してごみ減量化・資源化に取り組んでいく必要があります。

このようにごみ処理に関する環境も大きく変化していく中で、行動計画で掲げる施策を着実に実行し、将来を見据えてごみ減量化・資源化を推進するとともに、ごみの発生抑制及び資源の循環を基本としたまちづくりを実現することを目的とします。

(2) 計画の位置付け

行動計画は、循環型社会形成推進基本法の趣旨にのっとり、基本計画に基づいて市民、事業者、各種団体及び市の連携及び協働による自発的なごみ減量化・資源化行動の実践に向けた指針とするものです。

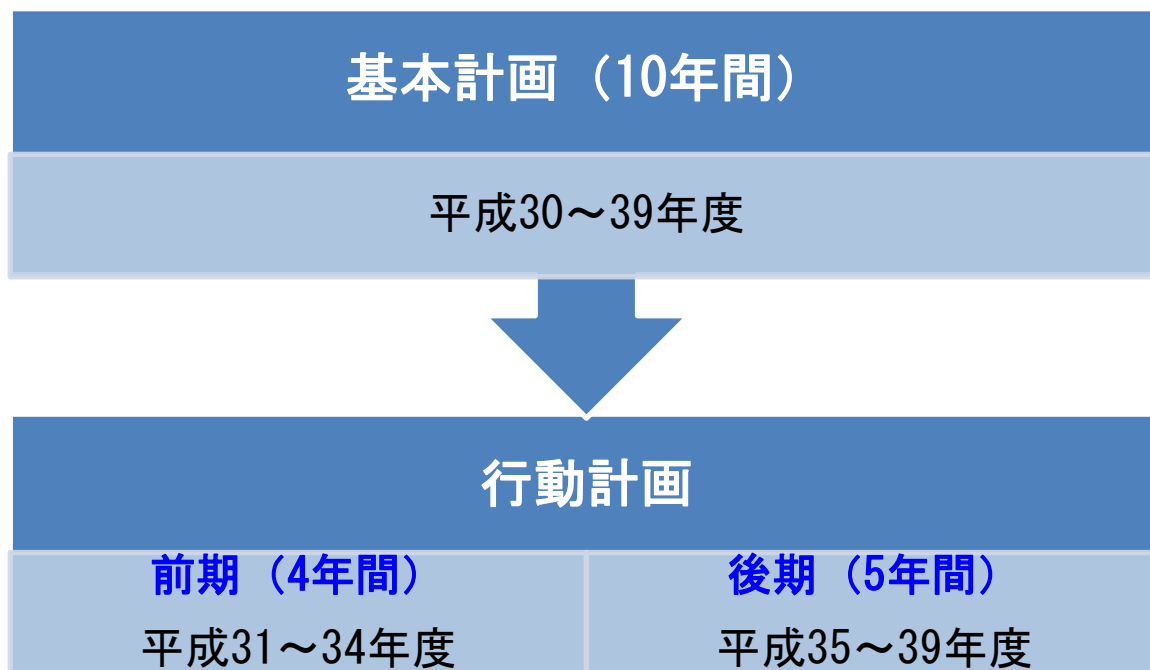
この行動計画を着実に展開するため、市民、事業者、各種団体及び市がそれぞれの責任及び役割を認識し、実践行動を進めていく必要があります。

(3) 計画の期間

行動計画は、基本計画（10年間）の推進に向けて具体的な施策を定め、より実効性のある実践行動を展開するとともに、市及び各種団体で施策効果を分析し、及び検証しながら見直しを図るため、計画期間をおおむね5年間として取り組みます。

前期を4年間として取り組み、進捗状況の評価及び施策の見直しを行い、後期の5年間の取組へとつなげます。また、計画期間中においても、状況の変化など必要に応

じて計画の見直しを行います。



(4) 基本計画との関係

ア 基本計画

基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により策定する滝沢市の一般廃棄物処理のマスタープランであり、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画）及び生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画）から構成されています。

イ 基本理念（基本計画 P20）

基本計画では、ごみ処理の基本理念を次のとおり定めています。

基本理念

市民・事業者・行政が一体となって環境負荷の少ない循環型社会を構築します

ウ 基本方針（基本計画 P21・22）

基本計画では、ごみ処理の基本方針を次のとおり定めています。

基本方針

1 ごみの発生を抑制し、資源循環システムを充実します

- (1) ごみになりにくい商品の流通やごみの再利用の促進
- (2) リサイクルにより資源が円滑に循環するシステムの整備

2 環境負荷の少ない循環型の処理システムを構築します

- (1) 資源化やエネルギー回収を推進する処理システムの整備
- (2) 市民の安全や自然環境に配慮した処理システムの整備

3 環境教育、環境学習と市民・事業者・各種の団体・行政のパートナーシップによる取組みを推進します

基本計画の基本理念である「市民・事業者・行政が一体となって環境負荷の少ない循環型社会を構築します」を実現するため、市民、事業者、各種団体及び市が一体となり、ごみ減量化・資源化の推進に向けて取り組むことが大切です。

基本計画では、各施策を達成するための市民、事業者、各種団体及び市の役割を次のとおり示しています。

【市民、事業者、各種団体及び市の役割】（基本計画 P22・23）

主 体	内 容
市民	<p>【排出者としての責任】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一人一人がごみの排出者としての自覚と責任を持ち、ごみを出さない生活様式に見直す。 2 分別収集のマナーの遵守や各種施策への参加など、ごみの減量化、適正処理に向けた取組みに協力する。
事業者	<p>【排出者としての責任】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自己処理責任の原則のもと、ごみの排出者としての自覚と責任を持ち、ごみを出さない事業活動に努める。 2 ごみの減量化とともに、廃棄物の管理徹底と適正処分に努める。 <p>【生産者としての責任】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 拡大生産者責任を踏まえ、生産、流通、販売等の各段階で、商品やサービスがごみにならないような工夫をする。 2 率先して資源物や処理困難物を回収する。
各種団体	<p>【積極的な活動とつなぎ手としての役割】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各主体の協力のもと、ごみ減量化の啓発活動や地域コミュニティに根ざしたリサイクル活動を展開する。 2 市民・事業者・行政のつなぎ手としての役割を果たす。
市	<p>【ごみを出さないための仕組みづくり】</p> <p>市民・事業者・各種団体が参加できるシステムの構築を図る。</p> <p>【安全で効率的な収集運搬、適正処理・処分】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 環境負荷低減に向けた収集運搬、処理・処分を行う。 2 安全で効率的なシステムの構築と運用を図る。 <p>【各主体のコーディネーター】</p> <p>市民・事業者・各種団体の取組みのコーディネーターとしての役割を果たす。</p> <p>【排出者としての責任】</p> <p>ごみの排出者として、率先してごみを出さない事業活動を行う。</p>

エ 数値目標（基本計画 P25～28）

基本計画では、計画期間内のごみ減量化・資源化の数値目標を次のとおり定めています。

（ア）ごみ減量化の目標

【中間目標年度（平成34年度）までの数値目標（平成28年度実績比）】

1人1日当たり家庭系ごみ排出量（可燃ごみ（直接搬入分）・資源ごみ・
集団資源回収分を除く）を

約7.5%（40g）削減します

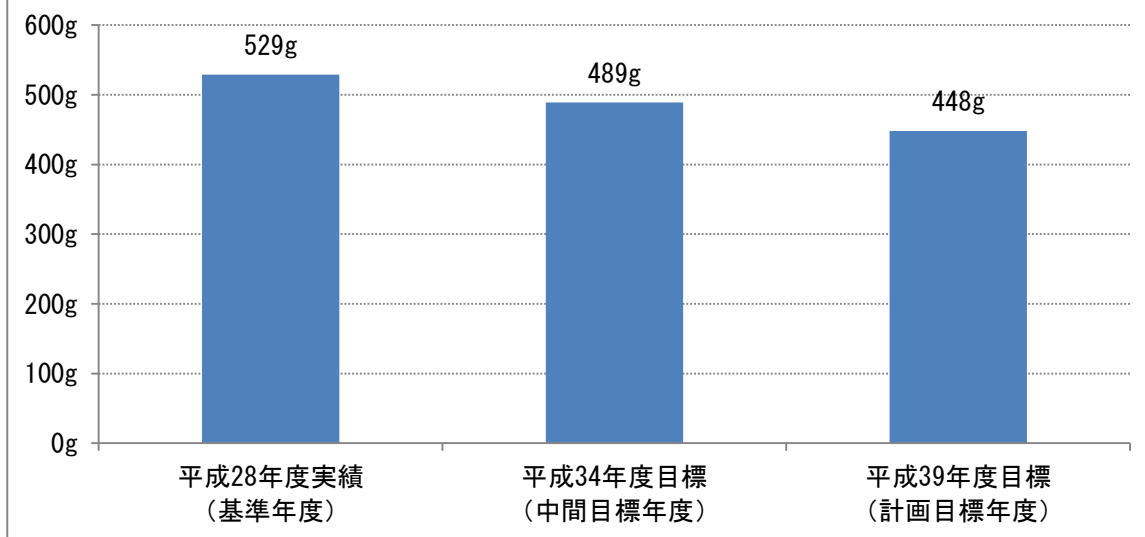
【計画目標年度（平成39年度）までの数値目標（平成28年度実績比）】

1人1日当たり家庭系ごみ排出量（可燃ごみ（直接搬入分）・資源ごみ・
集団資源回収分を除く）を

約15.0%（81g）削減します

1人1日当たり家庭系ごみ排出量の数値目標

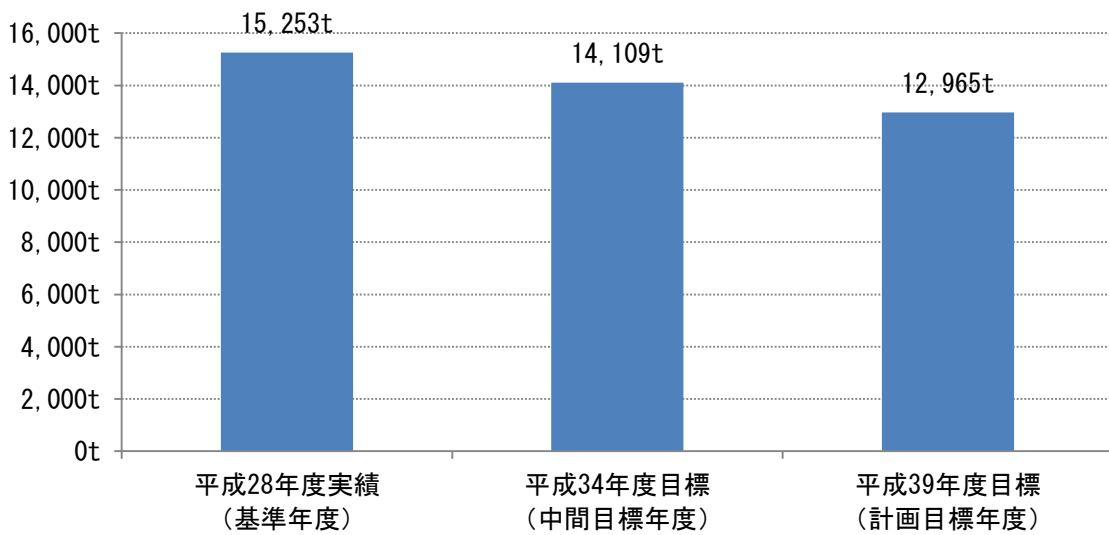
（可燃ごみ（直接搬入分）・資源ごみ・集団資源回収分を除く）



【中間目標年度（平成34年度）までの数値目標（平成28年度実績比）】
可燃ごみ排出量を
約7.5%（1,144t）削減します

【計画目標年度（平成39年度）までの数値目標（平成28年度実績比）】
可燃ごみ排出量を
約15.0%（2,288t）削減します

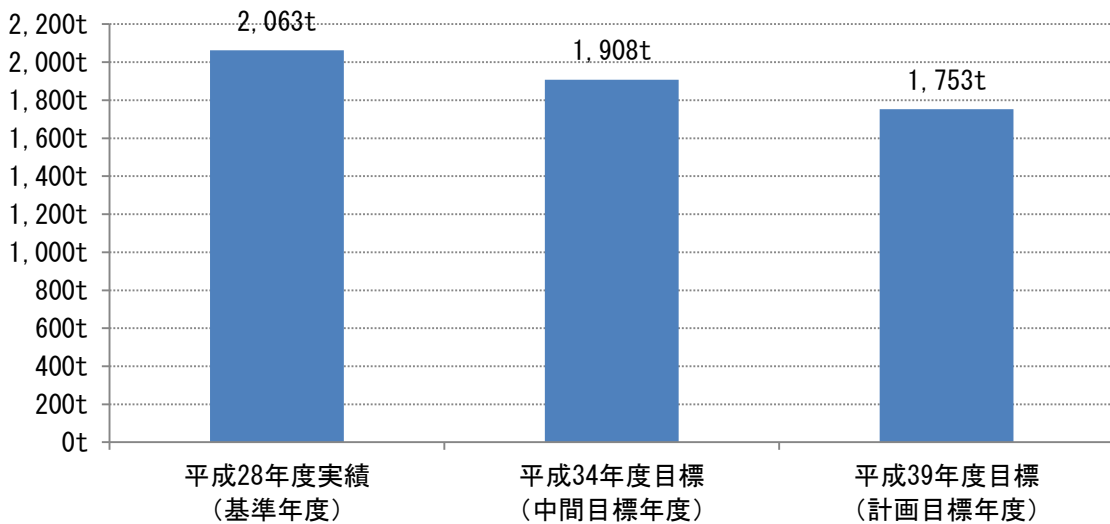
可燃ごみ排出量の数値目標



【中間目標年度（平成34年度）までの数値目標（平成28年度実績比）】
資源ごみ排出量（集団資源回収分を除く）を
約7.5%（155t）削減します

【計画目標年度（平成39年度）までの数値目標（平成28年度実績比）】
資源ごみ排出量（集団資源回収分を除く）を
約15.0%（310t）削減します

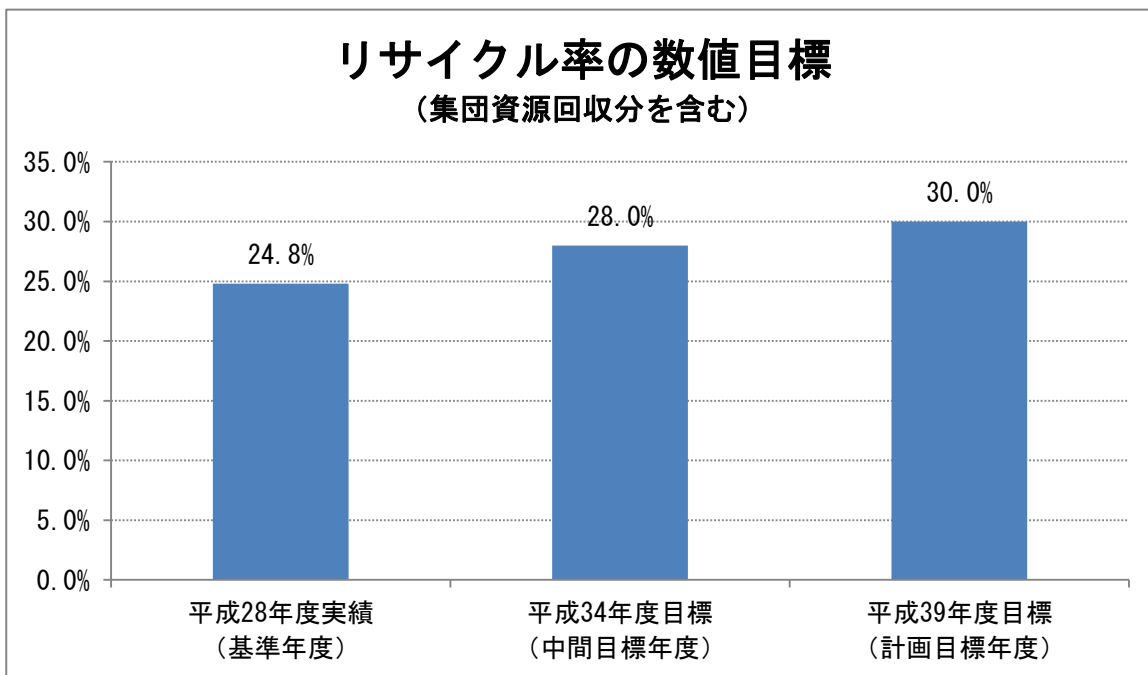
資源ごみ排出量の数値目標 (集団資源回収分を除く)



(イ) ごみ資源化の目標

【中間目標年度（平成34年度）までの数値目標（平成28年度実績比）】
リサイクル率（集団資源回収分を含む）を
28.0%以上に引き上げます

【計画目標年度（平成39年度）までの数値目標（平成28年度実績比）】
リサイクル率（集団資源回収分を含む）を
30.0%以上に引き上げます



2 ごみ処理の現状及び課題

(1) 滝沢市のごみ処理の現状及び課題

◆前基本計画の数値目標を達成できず

滝沢市では、平成20年3月改定及び同年4月1日施行の滝沢村一般廃棄物処理基本計画（以下「前基本計画」という。）に基づいて各施策を展開してきましたが、ごみ減量化の数値目標である1人1日当たりごみ排出量（集団資源回収分を除く）において中間目標年度（平成23年度）及び計画目標年度（平成28年度）ともに実績が計画を上回り、数値目標を達成できていない状況にあります。

平成23年度		平成28年度	
中間目標年度	実績	計画目標年度	実績
850g	904g	800g	856g
家庭系 610g	家庭系 709g	家庭系 585g	家庭系 667g
事業系 240g	事業系 195g	事業系 215g	事業系 189g

備考

- 1 岩手県の公表数値（市町村ごみ排出量（速報値）平成23・28年度年間実績）より抜粋
- 2 用語を統一するため、「生活系」とあるのは「家庭系」と読み替える。

平成28年度における1人1日当たりごみ排出量（集団資源回収分を除く）を岩手県平均及び滝沢市で比較してみると、家庭系・事業系ごみの両方を合わせたごみ排出量は、岩手県平均を20g下回ったものの、家庭系ごみのみのごみ排出量は、岩手県平均を80g上回る結果となっています。

岩手県平均 (A)	滝沢市 (B)	比較 (B-A)
876g	856g	▲20g
家庭系 587g	家庭系 667g	家庭系 80g
事業系 289g	事業系 189g	事業系 ▲100g

備考

- 1 岩手県の公表数値（市町村ごみ排出量（速報値）平成28年度年間実績）より抜粋
- 2 端数調整により岩手県の公表数値と若干の差異あり
- 3 用語を統一するため、「生活系」とあるのは「家庭系」と読み替える。

◆ごみ処理には多額の経費が必要

清掃センターでは、平成29年度数値で年間2万3,074tのごみを溶融処理しています。溶融処理後、溶融スラグ・メタルとして再利用されるものを除いた焼却飛灰は、896tとなっており、これを最終処分場に埋立てしています。

今後、同程度の数値で推移すると仮定した場合、最終処分場は、平成46年頃に埋立て終了になると考えられます。また、滝沢市では、平成29年度数値で年間約8億8,300万円のごみ処理経費を負担しており、市民1人当たり換算すると年間約1万6,000円になります。

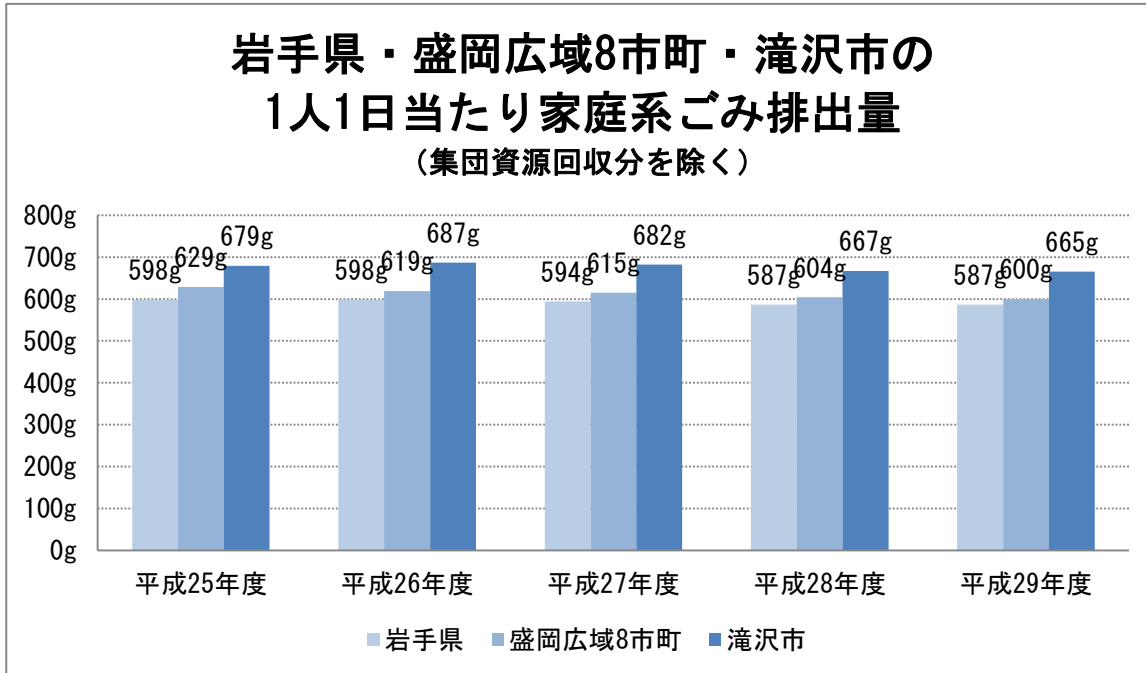
ごみ焼却施設の延命化を図るため、平成24年度から総額約40億円の予算を平準化し、機械設備等の更新及び修繕を計画的に進めています。

平成41年度から盛岡広域8市町によるごみの共同処理が計画されていることを踏まえ、ごみ処理経費の削減、ごみ焼却施設及び最終処分場の安定稼働及び延命化など併せて検討、協議等を重ねていく必要があります。

(2) 盛岡広域8市町のごみ処理の現状

◆ 滝沢市の家庭系ごみ排出量が多い傾向

平成29年度における1人1日当たり家庭系ごみ排出量（集団資源回収分を除く）を岩手県平均、盛岡広域8市町平均及び滝沢市でそれぞれ比較してみると、滝沢市が岩手県平均を78g、盛岡広域8市町平均を65gそれぞれ上回る結果となっています。



備考

- 1 岩手県の公表数値（市町村ごみ排出量（速報値）平成25～29年度年間実績）より抜粋
- 2 用語を統一するため、「生活系」とあるのは「家庭系」と、「集団回収量」とあるのは「集団資源回収分」と読み替える。

1人1日当たり家庭系ごみ排出量（集団資源回収分を除く）を盛岡広域8市町及び滝沢市の5年間平均（平成25年度から平成29年度まで）で比較してみると、滝沢市は、雫石町、八幡平市に次いで3番目に多い結果となっています。

市町名	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	5年間の平均
盛岡市	620g	609g	602g	588g	581g	600g
八幡平市	711g	702g	694g	693g	694g	699g
滝沢市	679g	687g	682g	667g	665g	676g
雫石町	705g	698g	728g	718g	720g	714g

葛巻町	455g	482g	514g	574g	558g	517g
岩手町	616g	617g	631g	635g	634g	627g
紫波町	539g	530g	533g	527g	533g	532g
矢巾町	654g	588g	590g	582g	579g	599g

備考

- 1 岩手県の公表数値（市町村ごみ排出量（速報値）平成 25～29 年度年間実績）より抜粋
- 2 用語を統一するため、「生活系」とあるのは「家庭系」と、「集団回収量」とあるのは「集団資源回収分」と読み替える。

◆盛岡広域 8 市町の指定ごみ袋の実施状況

盛岡広域 8 市町で指定ごみ袋（可燃ごみ、不燃ごみ又は資源ごみ）を実施している市町は、4 市町（八幡平市、岩手町、紫波町及び矢巾町）であり、その目的は、ごみの減量及び分別の推進、ごみ出しマナーの向上、環境問題及び地球温暖化対策などとなっています。

盛岡広域 8 市町の指定ごみ袋の実施状況				
市町名	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	指定ごみ袋価格
盛岡市	形状（透明又は半透明）のみ指定			
八幡平市	指定ごみ袋 （平成 10 年度 から）	専用コンテナ等	指定ごみ袋 （平成 10 年度 から）	470/13.6 円/枚 250/9.35 円/枚
滝沢市	形状（透明又は半透明）のみ指定			
雫石町	形状（透明又は半透明）のみ指定			
葛巻町	推奨ごみ袋又は 形状（透明又は 半透明）指定	指定なし	推奨ごみ袋又は 形状（透明又は 半透明）指定	
岩手町	指定ごみ袋 （昭和 50 年代）	推奨ごみ袋又は 形状（透明又は半透明）指定		450/15 円/枚 300/12.4 円/枚 150/9.375 円/枚
紫波町	指定ごみ袋 （平成 8 年度から）		指定ごみ袋 （平成 12 年度 から）	450/13.5 円/枚 300/13.5 円/枚 150/10.5 円/枚
矢巾町	指定ごみ袋 （平成 22 年度から）			450・250・150/ オープン価格

備考 岩手県の公表結果（市町村ごみ減量化推進状況調査（平成 30 年度調査結果）より抜粋（一部、盛岡広域 8 市町からの聴き取り結果を含む）

(3) 全国及び東北の家庭系ごみ有料化の現状

平成17年5月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2第1項の規定に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が改正され、市町村の役割として「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」との記載が追加され、国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化を推進すべきことが明確化されました。

既に全国では、ごみ減量化・資源化等を目的として63.8%の自治体において家庭系ごみ有料化が実施されており、実際に効果が認められています。

区分	市区町村数	有料化実施数	有料化実施率
市区	814	471	57.9%
町	744	519	69.8%
村	183	120	65.6%
計	1,741	1,110	63.8%

備考

- 「家庭系ごみ有料化」とは、家庭系ごみのうち可燃ごみ（直接搬入分を除く）に係る従量制手数料を徴収するものとして定義付け
- 用語を統一するため、「家庭ごみ」とあるのは「家庭系ごみ」と読み替える。

家庭系ごみ有料化の実施状況を東北6県及び岩手県で比較してみると、岩手県は、有料化実施数が33市町村のうち1市のみに留まり、有料化実施率も3%と最も低い状況にあります。

現在、岩手県内では、北上市が唯一、平成20年12月に家庭系ごみ有料化を実施していますが、その手数料水準は、約1.5円/ℓとなっており、約15%の効果が現れています。

区分	市町村数	有料化実施数	有料化実施率
青森県	40	20	50.0%
岩手県	33	1	3.0%
秋田県	25	15	60.0%
宮城県	35	11	31.4%
山形県	35	30	85.7%
福島県	59	28	47.5%
計	227	105	46.3%

備考

- 1 「家庭系ごみ有料化」とは、家庭系ごみのうち可燃ごみ（直接搬入分を除く）に係る従量制手数料を徴収するものとして定義付け
- 2 用語を統一するため、「家庭ごみ」とあるのは「家庭系ごみ」と読み替える。

3 滝沢市の目指す将来像及びごみ減量

(1) 滝沢市の目指す将来像

市民1人ひとりがごみ処理の現状及び課題、ごみに関するルールなどを知り、毎日の生活の中で1つひとつごみ減量化・資源化行動を実践していくことが、第1次滝沢市総合計画・基本構想に掲げる滝沢市の目指す将来像「誰もが幸福を実感できる活力に満ちた地域」の実現へとつながります。

滝沢市総合計画に掲げる滝沢市の将来像 「誰もが幸福を実感できる活力に満ちた地域」

◆フェーズ1 「ルールを 知ろう！」

【ごみ出し三原則】

- 1 決められたものを
- 2 決められた日時に
- 3 決められた場所へ出す

◆フェーズ2 「行動を 起こそう！」

【ごみ出し三原則】 を守る

◆フェーズ3 「滝沢市全体の 行動へ！」

市民1人ひとりの行動
から全市民の行動へ！

(2) 滝沢市の目指すごみ減量

平成41年度から盛岡広域8市町によるごみの共同処理が計画されていることを踏まえ、次のとおりごみ減量の目的を掲げます。市民、事業者、各種団体及び市がそれぞれこの目的を相互共有するとともに、ごみ減量化・資源化の推進に向けて取り組むことが大切です。

【ごみ減量目的1】 ごみ減量意識の 啓発の推進

・平成41年度から盛岡広域8市町によるごみの共同処理が計画されています。自らの地域で処理されなくなることに伴い、ごみ減量の意識低下も懸念されており、滝沢市として率先してごみ減量化・資源化に取り組みます。

【ごみ減量目的2】 ごみ処理経費の 削減

・盛岡広域8市町によるごみの共同処理においては、ごみ排出量を削減することにより、ごみ処理経費（負担金）を将来にわたって削減することができます。

【ごみ減量目的3】 ごみ焼却施設等 の延命化

・盛岡広域8市町によるごみの共同処理を見据え、ごみ減量化・資源化を推進することにより、ごみ焼却施設及び最終処分場の延命化を図ります。

【ごみ減量目的4】 環境への負荷の 軽減

・地球温暖化防止のため、ごみ減量化・資源化を推進することにより、二酸化炭素の排出量の抑制を図ることができます。

【ごみ減量目的5】 次世代への負担 の軽減

・ごみ排出量及びごみ処理経費を削減することにより、次世代への経済的な負担を軽減するとともに、地球環境負荷の軽減及び地球温暖化防止にもつながり、滝沢の豊かな自然環境を次世代へつないでいくことが可能になります。

4 ごみ減量化・資源化に向けた取組

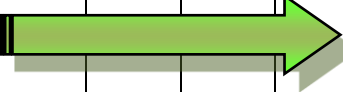

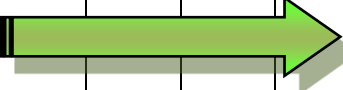

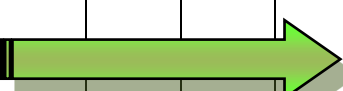

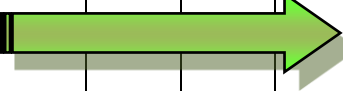

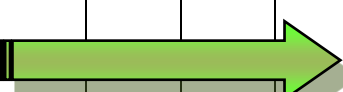
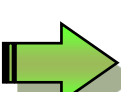
基本計画において定めるごみ減量化・資源化の数値目標の達成及び「目標達成に向けた個別施策」の推進に向けた施策として市民、事業者、各種団体及び市が取り組むべき具体的な個別施策を次のとおり掲げます。

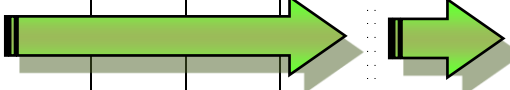
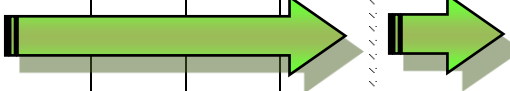

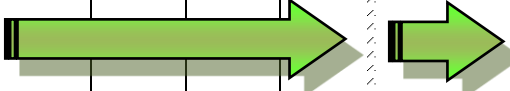
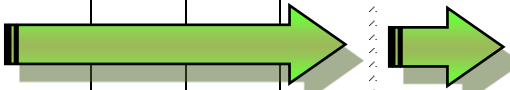
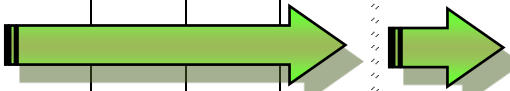
市民、事業者、各種団体及び市は、それぞれの責任及び役割の下、この個別施策を着実に実践するとともに、「市民1人ひとりの行動」から「滝沢市全体の行動」へとつなげていくことが大切です。


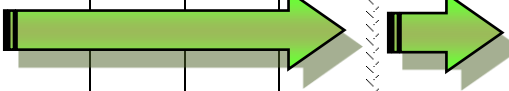
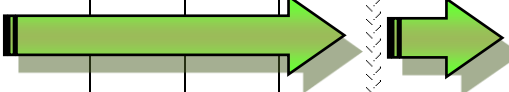



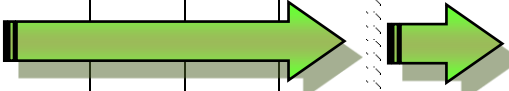
今後、市民協議等を重ねながら、必要に応じて施策及び実践行動スケジュールの見直し及び改善を図ります。

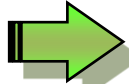
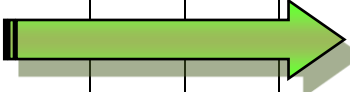

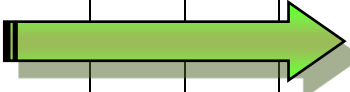
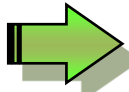
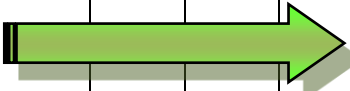
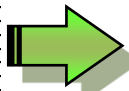
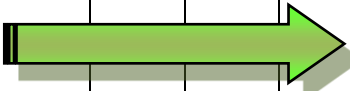
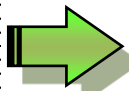
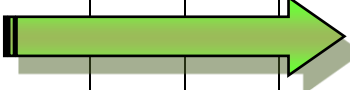
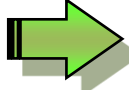
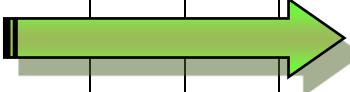

施策	実践スケジュール（予定）				
【セクション1】 ごみの発生を抑制し、資源循環システムを充実します （ごみになりにくい商品の普及や回収ルートの拡充など、資源が円滑に循環するシステムづくりを進めます）					
1 ごみになりにくい商品の普及	H31	H32	H33	H34	H35~39
(1) 国や製造業界等に対し、長く使えリユース・リサイクルしやすい商品の開発を要望していきます。					
リユース等商品の開発要望 ・拡大生産者責任の観点から使い捨て商品の製造販売及び過剰包装の自粛、リユース・リサイクルしやすい商品の開発について、国、製造業界等に対して各関係機関を通じ、継続して要望を行います。					
(2) 事業者、市民にごみになりにくい商品の販売や利用を呼びかけていきます。					
リユース等商品の呼びかけ ・ごみの発生・排出抑制を図るため、事業者又は市民に対してリユース・リサイクルしやすい商品の販売又は利用について広報等による呼びかけを行います。					
2 リデュース（発生抑制）の推進	H31	H32	H33	H34	H35~39
市民、事業者と連携・協力しながら包装の簡素化、マイバッグの持参、量り売り、ばら売り商品の拡大などを推進していきます。					

<p>リデュース（ごみの発生抑制）の取組促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リデュースの取組を促進するため、広報等による周知啓発を行い、市民等のリデュース意識の高揚及び醸成を図ります。 ◆計画的な購入により買い過ぎを控える。 ◆過剰な容器包装を控える。 ◆詰め替え商品を積極的に利用する。 ◆量り売り及びばら売りを積極的に利用する。 ◆マイバッグを積極的に利用し、レジ袋の使用を控える。 ◆マイ箸を積極的に利用し、割り箸の使用を控える。 ◆刈り草及び剪定枝の「乾燥」を積極的に行う。 	
<p>生ごみ減量の取組促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ減量の取組を促進するため、広報等による周知啓発を行い、市民等の生ごみ減量意識の高揚及び醸成を図ります。 ◆冷蔵庫の整理整頓を行い、賞味・消費期限を把握し、買い過ぎを防ぐ。 ◆これまでの買い物の考え方を見直し、買い物上手になる。 ◆食材の「使いきり」を積極的に行う。 ◆料理の「食べきり」を積極的に行う。 ◆生ごみの「水きり」を積極的に行う。 	
<p>【各種団体（滝沢市衛生指導員協議会）の実践行動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの発生抑制の視点から「余分なものは購入しない」意識の動機付け、定着及び促進を図ります。 	
<p>【各種団体（滝沢市社会福祉協議会）の実践行動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者の支援及びごみの発生抑制の視点から市と連携し、常時、市役所及び市民福祉センターへ回収ボックスを設置し、フードドライブ（家庭からの食品収集）の振興を図ります。また、岩手県立大学ボランティアのフードドライブ（交流拠点複合施設及び滝沢 	

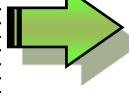
<p>ふるさと交流館への設置及び回収)との連携を図ります。</p>					
<p>【各種団体（滝沢市地域婦人協議会の実践行動）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの発生抑制の視点から「マイバッグ利用」意識の動機付け、定着及び促進を図ります。 					 
<p>3 事業者による自己回収処理の推進</p>	H31	H32	H33	H34	H35~39
<p>(1) 国や製造業界等に対し、拡大生産者責任の考えのもと、自己回収処理を前提とした新たな処理ルート of 構築を要望していきます。</p>					
<p>自己回収処理ルートの拡充等要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拡大生産者責任の観点から自己回収処理ルートの確保及び拡充について、国、製造業界等に対して各関係機関を通じ、継続して要望を行います。 					 
<p>三者連携等による容器包装廃棄物削減の取組促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「容器包装廃棄物削減への取組に関する協定」に基づいて事業者、各種団体及び市の三者連携及び協働による容器包装廃棄物の削減に向けた店頭回収等の取組を促進します。 					 
<p>(2) 排出禁止物の適正な処理ルートを確認していきます。</p>					
<p>排出禁止物の適正処理ルートの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ集積所に出せない排出禁止物の取扱について、ごみ収集カレンダーへ掲載し、周知徹底を行うとともに、排出禁止物の適正な処理ルートの確保を図ります。 					 
<p>4 事業者によるごみ減量・リサイクルの推進</p>	H31	H32	H33	H34	H35~39
<p>ごみを多量に排出する事業者を中心に、減量やリサイクルに取り組むための仕組みを拡充していきます。</p>					
<p>エコショップいわて認定制度の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩手県との連携による「エコショップいわて認定制度」に基づいて自らがごみ減量及びリサイクルに積極的に取り組む小売店等を「エコショップいわて認定店」に認定し、その取組を推進します。 					 

<p>食べきり協力店等による食品ロス削減</p> <p>・岩手県との連携により「もったいないいわて食べきり協力店」として食べ残しの削減に取り組む飲食店等を募集し、及び登録するとともに、外食・宴会時の食べきり（3010 運動）を推進するなど食品ロスの削減に取り組みます。</p>					
<p>5 市民による自主的リサイクルの推進</p>	<p>H31</p>	<p>H32</p>	<p>H33</p>	<p>H34</p>	<p>H35～39</p>
<p>集団資源回収活動やストックヤードの設置など、市民がリサイクルに参加しやすい仕組みを拡充していきます。</p>					
<p>集団資源回収の取組促進</p> <p>・市民及び各種団体のリサイクル意識の高揚及び醸成を図るため、自治会、子ども会等の集団資源回収実施団体へ奨励金を交付し、自発的な実践行動を促進します。</p>					
<p>ストックヤードの活用促進</p> <p>・市民及び各種団体のリサイクル意識の高揚及び醸成を図るため、自治会等のストックヤード設置団体へ補助金を交付し、自発的な実践行動を促進します。</p>					
<p>集団資源回収制度の周知啓発</p> <p>・自治会、子ども会等を対象として集団資源回収制度の周知啓発を行うとともに、子ども会育成連合会を通じて成果報告等を行います。また、新たな登録団体又は実施団体の拡大に向けた周知啓発を図ります。</p>					
<p>リサイクル（再生利用）の取組促進</p> <p>・リサイクルの取組を促進するため、広報等による周知啓発を行い、市民等のリサイクル意識の高揚及び醸成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆スーパー等の店頭回収を積極的に利用する。 ◆使用済小型家電等の拠点回収を積極的に利用する。 ◆生ごみ及び刈り草の堆肥化に取り組む。 					
<p>使用済小型家電等の再資源化の取組促進</p> <p>・国との連携により使用済小型家電等の再資源化の取組を促進するとともに、廃棄物の適</p>					

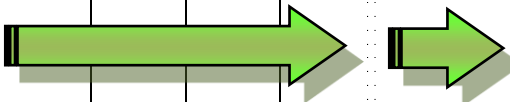
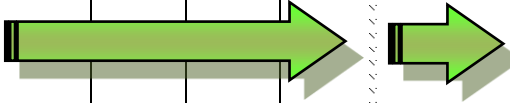
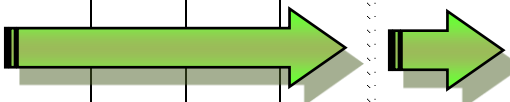
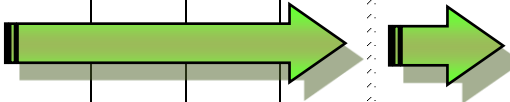
<p>正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ります。また、環境フォーラムにおいて使用済小型家電等の無料回収を行い、市民等の自発的な実践行動を促進します。</p>				
<p>【各種団体（滝沢市衛生指導員協議会）の実践行動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生利用の視点から「資源・可燃ごみの分別」意識の動機付け、定着及び促進を図ります。 				
<p>【各種団体（滝沢市子ども会育成連合会）の実践行動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生利用の視点から各子ども会における集団資源回収の活動回数等の維持及び促進を図ります。 再生利用の視点から子ども会育成世帯を対象として資源ごみの集団資源回収、ストックヤード、スーパー等の店頭回収の利用に関する周知啓発を図ります。 				
<p>【各種団体（滝沢市自治会連合会）の実践行動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生利用の視点からごみ集積所の利活用及びストックヤードの設置による資源ごみの回収の周知及び徹底を図ります。 再生利用の視点から食品トレイ等のスーパー等への返却を励行するとともに、「リサイクル」意識の動機付け、定着及び促進を図ります。 再生利用の視点からごみ分別が細分化されている近隣市（盛岡市）のごみ分別方法の勉強を行うとともに、「ごみ分別」意識の動機付け、定着及び促進を図ります。 再生利用の視点から盛岡市のごみ分別基準との合致を目指すとともに、「ごみ分別」意識の動機付け、定着及び促進を図ります。 再生利用の視点から新たなごみ分別基準（盛岡市並み）によるごみ分別を励行するとともに、「ごみ分別」意識の動機付け、定着及び促進を図ります。 再生利用の視点から新たなごみ分別基準（盛 				

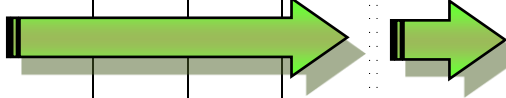
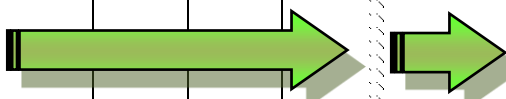
岡市並み) によるごみ分別の周知及び徹底を図ります。						
【各種団体（滝沢市地域婦人協議会）の実践行動】 ・再生利用の視点から「リサイクル」意識の動機付け、定着及び促進を図ります。						
6 リユース（再使用）の推進	H31	H32	H33	H34	H35~39	
(1) リターナブル（再使用）容器や詰め替え商品の使用を呼びかけ、リユースの徹底を図っていきます。						
リユース商品の周知徹底 ・ビール瓶等のリターナブル容器、詰め替え商品等を使用することは、ごみの発生抑制の有効手段であるという意識付けを行うため、広報等による周知徹底を図ります。						
リユース（再使用）の取組促進 ・リユースの取組を促進するため、広報等による周知啓発を行い、市民等のリユース意識の高揚及び醸成を図ります。 ◆バザー、フリーマーケット、リサイクルショップ、古本屋等を積極的に活用する。 ◆リターナブル容器、詰め替え商品等を積極的に使用する。						
不用品あっせんの取組促進 ・市民のリユース意識の高揚及び醸成を図るため、広報による不用品あっせんの取組を促進します。						
使用済文書の再使用等の取組促進 ・使用済文書（片面）及び使用済封筒の再使用、使用済文書（両面）の分別による再生利用等の取組を促進します。						
【各種団体（たきざわ環境パートナー会議）の実践行動】 ・再使用の視点から市と連携し、産業まつりにおいて食品等出店者へリユース食器を貸し出し、リユース食器の使用による食品等出店者及び来場者のごみ減量意識の高揚及び醸成を図ります。また、環境フォーラムにおいてリユース食器及びリユースの仕組みについて						

展示及び周知啓発を行います。					
<p>【各種団体（滝沢市社会福祉協議会）の実践行動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再使用の視点から使用済文書（片面）の再使用及び使用済文書（両面）の分別による再生利用を図ります。 ・生活困窮者の支援及び再使用の視点から市と連携し、使用済家電等のリユース活動（生活困窮者への無償提供）の促進を図ります。 					
<p>【各種団体（滝沢市自治会連合会）の実践行動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再使用の視点から古着回収の周知及び徹底を図るとともに、「リユース」意識の動機付け、定着及び促進を図ります。 					
<p>【各種団体（滝沢市地域婦人協議会）の実践行動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再使用の視点から「バザー・フリーマーケット利用」意識の動機付け、定着及び促進を図ります。 					
(2) 再利用品の展示などPRの機会の充実を図っていきます。					
<p>再利用・再生利用品の周知啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境フォーラムにおいて溶融スラグ・メタル、回収済みアルミ缶・スチール缶・ペットボトルのほか、清掃センター及びリサイクルセンターの処理フローの展示及び周知啓発を行います。また、汲み取りのし尿及び浄化槽汚泥から生産した普通肥料（おでい肥料めぐみ）の無料提供を行います。 					
7 再生品の利用拡大	H31	H32	H33	H34	H35～39
グリーン購入運動を進めながら、再生紙や再生材料で作られた製品の利用拡大を推進していきます。					
<p>グリーン購入運動の取組促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境マネジメントシステムのグリーン調達手順書に基づいて環境に配慮した製品の優先的な調達（購入等）を進めるとともに、グリーン購入運動の取組を促進します。 					
8 リサイクル事業に関する調査・研究	H31	H32	H33	H34	H35～39

<p>安定したリサイクルルートを確保するため、リサイクル事業の動向について調査・研究を進めていきます。</p>					<p>.....</p>
<p>リサイクルルートの安定確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 資源の再利用及び再生利用を促進し、有効活用を図るため、資源ごみ（金属、ガラス、ペットボトル、新聞紙及び布）の安定的なリサイクルルートの確保を行うとともに、国の動向等について注視していきます。 					
<p>9 ごみ処理費用の負担のあり方の検討</p>	<p>H31</p>	<p>H32</p>	<p>H33</p>	<p>H34</p>	<p>H35~39</p>
<p>リデュース、リユース及びリサイクルを推進するため、ごみ処理費用の負担のあり方を検討していきます。</p>					<p>.....</p>
<p>ごみ処理経費の削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成41年度から盛岡広域8市町によるごみの共同処理が計画されていることに鑑み、ごみ排出量及びごみ処理経費の削減に向けて更なるごみ減量化・資源化に取り組めます。 					

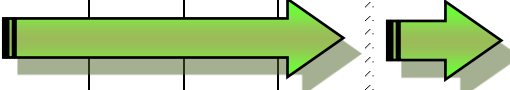
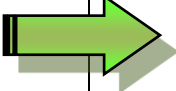
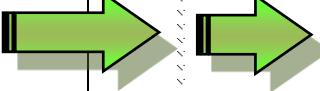
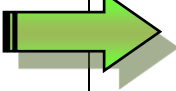
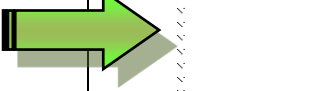

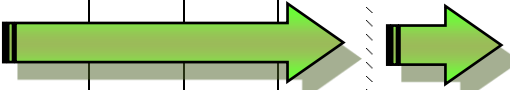

施策	実践スケジュール（予定）				
【セクション2】 環境負荷の少ない循環型の処理システムを構築します （市民の安全や排出事業者への指導など、排出ルールの徹底を図ります）					
1 排出ルールの徹底と不法投棄の防止	H31	H32	H33	H34	H35~39
(1) ごみの分別や排出者への指導など、排出ルールの徹底を図っていきます。					
ごみ排出ルール等の周知徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・行動計画掲載の「ごみ出し三原則（①決められたものを、②決められた日時に、③決められた場所へ出す）」及びごみ収集カレンダー掲載のごみ分別（資源・可燃ごみ）を周知徹底するとともに、ごみ排出ルール及び資源分別の浸透を図ります。 					
クリーンたきざわ運動の取組促進 <ul style="list-style-type: none"> ・衛生指導員、自治会、商工会及び事業者などと連携し、地域の一斉清掃のほか、ごみ集積所の管理運営、ごみ分別の徹底、ごみの散乱・ポイ捨て防止の呼びかけなどクリーンたきざわ運動の取組を促進します。 					
優良ごみ集積所の表彰 <ul style="list-style-type: none"> ・衛生指導員、自治会等の環境衛生・美化の関心を高めるため、優良ごみ集積所を対象として表彰を行います。また、環境フォーラムにおいて表彰のほか、写真の展示を行い、市民等のごみ集積所の管理意識の高揚及び醸成を図ります。 					
(2) 不法投棄の監視とともに、関係機関と連携を図りながら、不法投棄の防止対策を進めていきます。					
廃棄物対策巡視員の配置 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの不法投棄の監視及び不適正処理の防止に努めるため、廃棄物対策巡視員を配置し、市内を巡視します。また、必要に応じて警察署と連携を図ります。 					
2 資源化の推進	H31	H32	H33	H34	H35~39
缶・びん・古紙・ペットボトルなど資源化物の分別の徹底を呼びかけ、回収資源化物の質と資源化率の向上を図っていきます。					

<p>ごみ収集カレンダーの全戸配布等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、ごみ収集カレンダーの作成及び全戸配布を行い、カレンダー掲載のごみ分別のポイント（「燃やせるか」ではなく「資源になるか、ならないか」）を周知徹底するとともに、ごみ資源化を推進します。 						
<p>3 有機性一般廃棄物の有効利用に関する調査・研究</p>	H31	H32	H33	H34	H35~39	
<p>有機性廃棄物（バイオマス）の排出抑制と有効利用を図るため、堆肥化とその活用などについて調査・研究を進めていきます。</p>						
<p>生ごみ処理機等の補助制度の調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理機等（コンポスト式、電気式等）への補助制度について、費用対効果を含めて調査研究を進めます。 						
<p>4 ダイオキシン類などの有害化学物質の排出抑制</p>	H31	H32	H33	H34	H35~39	
<p>ごみ処理施設からのダイオキシン類など有害化学物質の排出をより一層低減するため、施設の適正な運転管理を行っていきます。</p>						
<p>ごみ焼却施設の適正な運転管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 41 年度から盛岡広域 8 市町によるごみの共同処理が計画されていることに鑑み、同年までの間、ダイオキシン類の発生量を抑制するごみ焼却施設（熔融処理）の適正な運転管理を行います。 						
<p>5 二酸化炭素の排出抑制</p>	H31	H32	H33	H34	H35~39	
<p>ごみの減量化とともに、炉の燃焼管理を徹底し、二酸化炭素の排出量の抑制に努めていきます。</p>						
<p>熔融炉の燃焼制御の徹底管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 41 年度から盛岡広域 8 市町によるごみの共同処理が計画されていることに鑑み、同年までの間、熔融炉の燃焼制御の徹底管理を行うとともに、二酸化炭素の排出量の抑制に努めます。 						
<p>6 最終（埋立）処分場の延命化</p>	H31	H32	H33	H34	H35~39	
<p>最終処分量の低減化等、最終処分場を適正に管理し延命化を図っていきます。</p>						

<p>最終処分場の延命化等</p> <p>・平成 41 年度から盛岡広域 8 市町によるごみの共同処理が計画されていることに鑑み、溶融処理による最終処分量の低減化及び最終処分場の延命化を図ります。</p>					
<p>7 施設の計画的整備</p>	H31	H32	H33	H34	H35~39
<p>安定した処理システムを継続するため施設整備を計画的に進めていきます。</p>					
<p>ごみ焼却施設の安定稼働</p> <p>・平成 41 年度から盛岡広域 8 市町によるごみの共同処理が計画されていることに鑑み、同年までの間、計画的に機械設備等の更新及び修繕を行い、ごみ焼却施設の安定稼働を図ります。</p>					

施 策	実践スケジュール（予定）				
【セクション3】 環境教育、環境学習と市民・事業者・行政の協働による取組を推進します （環境教育、環境学習とともに、市民・事業者・市の協働により、ごみの諸問題への取組を進めます）					
1 市による率先行動の一層の推進	H31	H32	H33	H34	H35~39
<p>市が、市民や事業者の模範となるよう、再生品の利用やごみの排出抑制、リサイクルなどの取組を進めていきます。</p>					
<p>資源ごみ等の拠点回収の取組推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ごみの発生抑制及び再生利用の観点から市内公共施設等における資源ごみ等の拠点回収の取組を推進します。 					
<p>ごみ分別の細分化の調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成41年度から盛岡広域8市町によるごみの共同処理が計画されていることに鑑み、ごみ分別の細分化について、各関係市町と歩調を合わせながら調査研究を進めます。 					
<p>指定ごみ袋・家庭系ごみ有料化制度の調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成41年度から盛岡広域8市町によるごみの共同処理が計画されていることに鑑み、指定ごみ袋・家庭系ごみ有料化制度について、各関係市町と歩調を合わせながら調査研究を進めます。 					
2 市民・事業者が気軽に参加できる場の提供	H31	H32	H33	H34	H35~39
<p>各種イベントの充実により、市民・事業者がごみ問題やその取組などについて気軽にふれあう場を提供していきます。</p>					
<p>環境フォーラムの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民、事業者及び各種団体の環境意識の高揚及び醸成を図るため、ごみ減量、環境保全など環境全般をテーマとした環境フォーラムを開催します。 					
<p>清掃センター施設見学の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ごみの現状その仕組み、ごみの減量及び分別に対する市民等の理解を促進するため、清掃センター施設への見学を積極的に受け入れます。 					

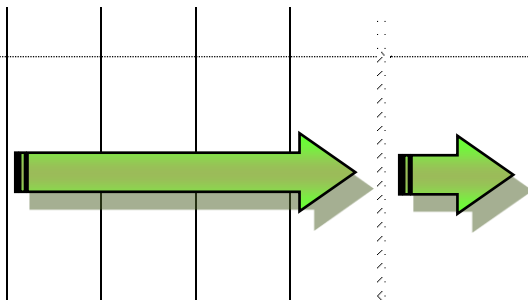
3 人・組織づくりの推進	H31	H32	H33	H34	H35～39
(1) 市民・事業者・各種団体が、環境活動の企画立案から実施まで、自主的に活動できるような組織づくりを進めていきます。					
ごみ減量化推進組織の取組支援 ・ごみ減量化推進委員会の構成団体（各種団体）の自主的かつ自発的なごみ減量化推進活動の取組を支援します。					
(2) 教育機関との連携を図り、学校教育の場でのごみ減量・リサイクルの啓発を行っていきます。					
社会科副読本の活用 ・小学校 3・4 年生を対象とする社会科副読本「わたしたちのたきざわ」において「ごみ」に関する意識啓発を図ります。					
環境教育の継続実施 ・小学生及び中学生に対する環境教育の継続的な実施に向けて教育委員会へ働きかけを行います。					
環境美化絵画コンクールの実施 ・小学生の環境美化の関心を高めるため、小学校 4 年生を対象とする環境美化絵画コンクールを実施します。また、環境フォーラムにおいて入賞作品の表彰及び展示を行い、市民等の環境美化思想の普及及び定着を図ります。					
4 施策への市民参加の促進	H31	H32	H33	H34	H35～39
ごみの排出抑制やリサイクルの推進に当たっては、市民や事業者の意見を聞くなど、市民参加型による施策の立案を進めていきます。					
ごみ減量化推進組織との連携等 ・ごみ減量化推進委員会の構成団体（各種団体）との意見交換等を行い、連携及び協働によるごみ減量化・資源化施策の企画立案を進めます。					
5 市民・事業者への情報提供	H31	H32	H33	H34	H35～39
ごみ減量・リサイクル等の実践行動に資するよう、イベント、出前講座、各種広報媒体等を通じ、市民や事業者にごみに関する情報を積極					


<p>的に提供していきます。</p>	
<p>出前講座、広報等による情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出前講座の開催、広報等を通じてごみ減量実践行動の具体的事例の提案、情報発信等を積極的に行います。 	
<p>【各種団体（滝沢市衛生指導員協議会）の実践行動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境教育・学習の視点から各地区ごとにごみ減量の必要性について周知徹底を図るとともに、ごみ減量に関する啓発活動を行い、ごみ減量意識の高揚及び醸成を図ります。 ・環境教育・学習の視点から3R（リデュース、リユース及びリサイクル）の推進事例について周知徹底を行い、ごみ減量意識の高揚及び醸成を図ります。 	 
<p>【各種団体（ごみ処理のあり方考える滝沢の会の実践行動）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境教育・学習の視点から適正なごみ処理に関する学習会の開催、先進地見学等を行い、ごみ減量意識の高揚及び醸成を図ります。また、会報によるごみ減量啓発の情報発信を行います。 ・環境教育・学習の視点からごみ減量の成功地域との交流会を通じてごみ減量意識の高揚及び醸成を図ります。また、会報による3R推進活動の情報発信を行います。 ・環境教育・学習の視点から適正なごみ処理の具体的成果（中間まとめ）を持ち寄り、交流を図ります。また、ごみの自区内処理を含め、災害廃棄物処理について学ぶ機会を創出します。 	  
<p>【各種団体（滝沢市商工会）の実践行動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境教育・学習の視点から会員向け広報誌「なないろ通信」によるごみ減量啓発の情報発信を行います。 	
<p>【各種団体（滝沢市自治会連合会）の実践行動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境教育・学習の視点からごみ減量に関する勉強会の開催、先進地視察等を行い、ごみ 	

減量意識の高揚及び醸成を図ります。

【各種団体（滝沢市地域婦人協議会）の実践行動】

・環境教育・学習の視点からごみ減量に関する学習会を開催し、ごみ減量意識の高揚及び醸成を図ります。



施 策	実践スケジュール（予定）				
【セクション4】 ごみ減量化行動計画書を策定し、市民の方々に施策への協力を求めます					
	H31	H32	H33	H34	H35～39
目標達成に向けた個別施策の詳細を定めた「ごみ減量化行動計画」を策定します。					
行動計画の策定 ・基本計画に基づいて市民、事業者、各種団体及び市の行動指針及び具体的な施策を定める行動計画を策定します。					
「ごみ減量化行動計画書」を公表し、施策への協力を求めます。					
行動計画の公表等 ・行動計画を公表し、周知徹底を図るとともに、市民、事業者及び各種団体へ個別施策の実践に向けた協力を求めます。	